鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第39号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例(平成19年鳥取県条例第10号)の一部	ßを次のように改正する。
改正後	改正前
(設置)	(設置)
第2条 略	第2条 略
2及び3 略	2及び3 略
4 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) 第68条	4 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第75条
<u>の3</u> の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に	<u>の2</u> の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に
掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基	掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基
金を設置する。	金を設置する。
5 略	5 略
(処分)	(処分)
第7条 基金は、別表第1の第5欄、別表第2の第5	第7条 基金は、別表第1の第5欄、別表第2の第5
欄又は別表第3の第5欄に掲げる事由に該当する場	欄又は別表第3の第5欄に掲げる事由に該当する場
合に限り、これを処分することができる。	合に限り、これを処分することができる。

2 別表第1の第1欄に掲げる基金のうち、国から交 付された交付金等が原資となっているものは、前項 の規定にかかわらず、同表の第5欄に掲げる事由の ほか、当該交付金等を国に返還するために必要な経 費の財源に充てるため、これを処分することができ

る。

附則

(施行期日)

1 略

(条例の廃止)

2 略

(鳥取県税条例の一部改正)

3 略

(鳥取県介護保険財政安定化基金の処分の特例)

4 鳥取県介護保険財政安定化基金は、平成24年度に 限り、介護保険法附則第10条第1項の規定に基づ き、その一部を処分することができる。

別表第1(第2条、第3条、第5条、第7条関係)

附則

(施行期日)

1 略

(条例の廃止)

2 略

(鳥取県税条例の一部改正)

3 略

別表第1(第2条、第3条、第5条、第7条関係)

			運用益金の					運用益金の	
名称	設置目的	積立て	整理又は処	処分事由	名称	設置目的	積立て	整理又は処	処分事員
			理					理	
略					略				
11 鳥	林業従事	一般会	(1) 一般	当該基	11 鳥	林業従事	一般会	(1) 一般	<u>この</u>
取県	者の安全衛	計歳入	会計歳入	金の設置	取県	者の安全衛	計歳入	会計歳入	例又は
森林	生の水準の	歳出予	歳出予算	目的を達	森林	生の水準の	歳出予	歳出予算	則第23
整備	向上、技術	算に定	に計上し	成するた	整備	向上、技術	算に定	に計上し	の規定し
担い	及び技能の	める額	て、当該	めに必要	担い	及び技能の	める額	て、当該	よる廃し
手育	向上、厚生		基金の設	な経費の	手育	向上、厚生		基金の設	前の鳥
成基	福利制度の		置目的を	財源に充	成基	福利制度の		置目的を	県森林
金	充実等 <u>並び</u>		達成する	てると	金	充実等を推		達成する	備担い
	に間伐等の		ために必			進し、もっ		ために必	
	森林整備を		要な経費	- v		て森林整備		要な経費	
	推進し、も		の財源に			の担い手の		の財源に	
	って森林整		充当			育成を図る		充当	取県条
	備の担い手		(2) (1)			こと。		(2) (1)	
	の育成を図		のほか、)			の規定
	ること。		一般会計					一般会計	
	٥		歳入歳出					歳入歳出	
			一					予算に計	
			上して基						
								上して基	
			金に積立					金に積立	
			て					て	て現に
									<u>するも</u>
									の合計
									に相当
									る額の
									囲内に
									いて、
									該基金
									設置目
									を達成
									るため
									必要な
									費の財
									に充て
									とき。
12 <u>鳥</u>	県内の大	一般会	(1) 一般	l	12 <u>鳥</u>	県内の大	一般会	(1) 一般	
取県	学及び高等	計歳入	会計歳入	/	取県	学及び高等	計歳入	会計歳入	
環境	専門学校に	歳出予	歳出予算		環境	専門学校に	歳出予	歳出予算	
学術	おける環境	算に定	に計上し		学術	おける環境	算に定	に計上し	
等研	その他の地	める額	て、当該		研究	に関する学	める額	て、当該	
究基	域の課題に		基金の設		基金	術研究に対		基金の設	
	関する調査		置目的を	l /	Ī	する助成等		置目的を	1 /

1 1	加索に対す	İ	キーナフ	1 1	ı	Ì	ナ. /二) 、 ・ ょ	İ	本出土フ	1 1
	研究に対す		達成する				を行い、も		達成する	
	る助成等を		ために必				って <u>鳥取県</u>		ために必	
	行い、もっ		要な経費				環境の保全		要な経費	
	て環境の保		の財源に				及び創造に		の財源に	
	全及び快適		充当				関する基本		充当	
	な環境の創		(2) (1)				条例(平成		(2) (1)	
	造に関する		のほか、				8年鳥取県		のほか、	
	施策の推進		一般会計				条 例 第 1 9		一般会計	
	並びに個性		歳入歳出				<u>号) による</u>		歳入歳出	
	豊かな地域		予算に計				環境の保全		予算に計	
	社会の形成		上して基				及び快適な		上して基	
	に資するこ		金に積立				環境の創造		金に積立	
	と。		て				に関する施		て	
							策の推進に			
							資するこ			
							と。			
13 鳥	森林所有	一般会	(1) 一般			13 鳥	国から交	一般会	(1) 一般	(1) 当
取県	者等に対し	計歳入	会計歳入			取県	付される交	計歳入	会計歳入	該基金
森林	森林の施業	歳出予	歳出予算				付金を原資		歳出予算	の設置
整備			に計上し			整備			に計上し	目的を
地域			て、当該			地域			て、当該	達成す
	実施に不可		基金の設			活動			基金の設	るため
	欠な活動を		置目的を			支援			置目的を	に必要
基金			達成する				的かつ一体		達成する	な経費
	めの支援を		ために必				的な実施に		ために必	の財源
	実施するこ		要な経費				不可欠な活		要な経費	<u>に充て</u>
	とにより、		の財源に				動を確保す		の財源に	<u>る と</u>
	適切な森林		充当				るための支		充当	<u>も。</u>
	整備を推進		(2) (1)				援を実施す		(2) (1)	
	正備を推進し、もって		のほか、				ることによ		のほか、	該基金
	森林の有す		一般会計				り、適切な		一般会計	の原資
	る多面的な		歳入歳出				森林整備を		歳入歳出	
	機能を確保		一				推進し、も		一般八級田	として
										<u>国から</u>
	すること。		上して基				って森林の		上して基	<u>交付さ</u>
			金に積立				有する多面		金に積立	<u>れた交</u>
			て				的な機能を		て	付金を
							確保するこ			国に返
							と。			還する
										<u>ために</u> × 悪 た
										必要な
										経費の
										財源に
										<u> 充 て る</u>
										<u>とき。</u>
				当該基						

金の設置	
目的を達	
成するた	
めに必要	
な経費の	
財源に充	
てると	
<u></u>	
略	略

表第3(第2条、第3章	条、第5条、		関係)
			運用益	
名称	設置目的	積立て等	金の整	処分事
			理又は	由
			処理	
略				
2 鳥取	国民健康	一般会計歳	一般会	当該
県国民	保険事業の	入歳出予算	計歳入	基金の
健康保	運営の広域	に定める額	歳出予	設置目
険広域	化又は国民		算に計	的を達
化等支	健康保険の		上して	成する
援基金	財政の安定		当該基	ために
	化を推進す		金に積	必要な
	<u>るための市</u>		立て	経費の
	町村に対す			財源に
	る支援の方			充てる
	針の作成、			とき。
	当該方針に			
	定める施策			
	の実施その			
	<u>他</u> 国民健康			
	保険事業の			
	運営の広域			
	化又は国民			
	健康保険の			
	財政の <u>安定</u>			
	<u>化</u> に資する			
	事業に必要			
	な費用に充			
	てること。			
3 鳥取	後期高齢	(1) 高齢	一般会	当該
県後期	者医療の財	者の医療	計歳入	基金の
高齢者	政の安定化	の確保に	歳出予	設置目
医療財	に資する事	関する法	算に計	的を達
政安定	業及び後期	律第116	上して	成する

	第2条、第3章 		運用益	
名称	設置目的	積立て等	金の整	処分事
	,		理又は	
			処理	
略				<u>I</u>
2 鳥取	国民健康	一般会計歳	一般会	当該
県国民	保険事業の	入歳出予算	計歳入	基金の
健康保	運営の広域	に定める額	歳出予	設置目
険広域	化又は国民		算に計	的を達
化等支	健康保険の		上して	成する
援基金	財政の <u>安定</u>		当該基	ために
	に資する事		金に積	必要な
	業に必要な		立て	経費の
	費用に充て			財源に
	ること。			充てる
				とき。
3 鳥取	後期高齢	(1) 高齢	一般会	当該
県後期	者医療の財	者の医療	計歳入	基金の
高齢者	政の安定化	の確保に	歳出予	設置目
医療財	に資する事	関する法	質に計	的を達

化基金	高齢者医療	条第5項	当該基	ために	11	化基金	費用に充て	条第5項	当該基	ために
	広域連合に	及び前期	金に積	必要な			ること。	及び前期	金に積	必要な
	対して保険	高齢者交	立て	経費の				高齢者交	立て	経費の
	料率の増加	付金及び		財源に				付金及び		財源に
	の抑制を図	後期高齢		充てる				後期高齢		充てる
	るための交	者医療の		とき。				者医療の		とき。
	付金を交付	国庫負担						国庫負担		
	する事業に	金の算定						金の算定		
	必要な費用	等に関す						等に関す		
	に充てるこ	る政令						る政令		
	と。	(平成19						(平成19		
		年政令第						年政令第		
		325号)						325号)		
		第19条の						第19条の		
		規定に基						規定に基		
		づき、一						づき、一		
		般会計歳						般会計歳		
		入歳出予						入歳出予		
		算に定め						算に定め		
		る額						る額		
		(2) 前期						(2) 前期		
		高齢者交						高齢者交		
		付金等及						付金等及		
		び後期高						び後期高		
		齢者医療						齢者医療		
		の国庫負						の国庫負		
		担金の算						担金の算		
		定等に関						定等に関		
		する政令						する政令		
		第19条第						第19条第		
		1項の条						1項の条		
		例で定め						例で定め		
		る割合						る割合		
		は、1万						は、1万		
		分の9と						分の9と		
		する。						する。		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。